



- ①新標準貨物自動車利用運送約款の掲示が必要です
- ②運賃及び料金の変更届出が必要です
(H29.11.4改正の趣旨を含まない約款を使用している場合)

平成31年4月1日以降

新標準貨物自動車利用運送約款を使用する

必要な作業

- ①改正告示後の新標準貨物自動車利用運送約款を主たる事務所その他営業所に掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う(必要な者のみ※1)

※1 H29.11.4改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、改正後の標準約款を使用するには、運賃料金の変更届出が必要となります。